

放課後児童クラブの利用制限の変更（5月7日以降）

現在、放課後児童クラブの利用は、小学校のスクールホームに代わる預かりを利用した児童のみをその終了後に受け入れることとしていますが、5月7日（木）以降の利用については、小学校の臨時休業延長に伴い、これまでの対象児童に加え、医療従事者の保護者の子どもも利用できることとします。

1 利用制限期間 令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

2 制限内容

(1) 放課後児童クラブを利用することができる児童は、以下のいずれかに該当するもの

- ① 医療施設、社会福祉施設等又は社会機能維持に必要な職種に従事する保護者の子どものうち、小学校1年生及び2年生。※小学校での預かりを利用する児童に限る。
- ②【追加】医療従事者（医師、看護職員、臨床検査技師、臨床工学技士、薬剤師、保健所職員等）の子どもで、小学校3年生から6年生までの児童。

(2) 利用することができる時間帯

- ①の対象児童については、小学校での預かりの終了後から夕方まで
- ②の対象児童については、基本、午前中から夕方まで（各児童クラブの規定によります。）

3 保護者への連絡

通知文を配付するとともに、市ホームページに掲載します。

本件に関するお問い合わせ先

子育て施設課 施設指導係

電話 直通 / 027-220-5706